令和4年6月1日改正特定商取引法が施行されました

その1 通信販売の「詐欺的な定期購入」対策が強化!

通販サイト事業者は"最終確認画面"で、消費者が"注文確定"をタップする前に 以下のことを容易に確認できるようにしなければいけません。

分量

定期購入の場合 各回の数量も

支払いの時期、 方法

定期購入の場合各回の請求時期も

申込みの撤回、 解除

返品、解約の連絡方法、 連絡先、条件

最終確認画面

商品名:こじかサプリ1箱(5か月コース)

価格:初回無料

2回~5回 5,000円/回

送料:初回~5回 無料

総額:20,000円(5か月間合計)

支払方法:クレジット払い(毎月1回引き落とし)

コンビニ後払い(商品到着後7日以内)

5か月目以降解約する場合は商品到着 / 〇日前(毎月〇日に発送)までに、電話または メールでお知らせください

届け先:〇〇〇 配送方法:〇〇〇 支払方法:〇〇〇

注文を確定

価格

定期購入の場合 2回目以降の代金も

引渡·提供時期

定期購入の場合次回分の発送時期

申込期間

期間限定販売を行う 場合

相談員からの一言



「最終確認画面」を スクリーンショッ トなどで保存しま したか? 注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう。消費者が内容を正しく理解せずに(内容を誤認して)申し込んだ場合、消費者はその契約を取り消すことができる可能性があります。事業者は違反した場合、行政処分や罰則の対象になります。

その2 クーリング・オフの通知を電子メールでも可能に!

書面(はがき等)で通知することになっていましたが、電子メールやUSBメモリ、FAXなど(電磁的記録)でもクーリング・オフの通知ができるようになりました。まず、契約書を確認し、電磁的記録によるクーリング・オフの通知先や具体的な通知方法が記載されている場合には、それを参照した上で通知を行いましょう。その場合も出した証拠は保存しておきましょう。

こまった時は消費者ホットライン188に相談を

消費者の目



奈良県消費生活センターでは「消費者の目」として**毎月第1火曜日の奈良新聞(朝刊)** に消費者に気を付けてほしい消費者トラブルや役に立つ情報を掲載しています。 **なら こじかつうしん** でもその内容をお伝えしていきます。



∮ 身に覚えのない商品が届いたら



昨日、今日と2日続けて、注文した覚えのない商品が届いた。送付元の名前や住所を確認したが、やはり思い当たらない。荷物は郵便受けに入っていたので受け取り拒否することもできず、また明日も届くのではないかと不安だ。開封してみたところ、請求書は同封されていなかったが、どうしたらよいだろうか。 (60歳代男性)





~身に覚えのない商品が届いた場合の対応~



送りつけ商法(ネガティブオプション)の場合

※一方的に商品を送りつけ代金を請求すること。



特定商取引法の規定により、即日処分できます。 ※改正特定商取引法(令和3年7月6日施行分) により、注文していないのに事業者が代金を請求 しようと一方的に送りつけた商品については、消 費者は代金の請求があっても支払う必要はありません。

注意 ポイント!!



家族宛に代金引換郵便で届くこともあり、いったん 代金を支払ってしまうと、送りつけてきた事業者か ら代金を取り戻すのは簡単ではありません。

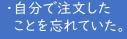


送りつけ商法(ネガティブオプション)でない 場合





・プレゼントだった。 (ご質問のケースでは、 送信元の販売業者の 電話番号に電話したら、 相談していた方の知人 からのプレゼントだとわ かった。)





荷札などに記載されている送付元に、注文を受けた相手や日時、その際の注文方法(電話番号、インターネット通販)などを問い合わせてみることで経緯が判明する場合もあります。



日頃から家族間で情報共有すること。

届いた商品について注文したことが確認できない場合は、いったん 宅配業者に持ち帰ってもらって、家族間で再確認しましょう。

一口に「身に覚えのない商品が届いた」といっても、上記のように、さまざまなケースがあります。また、時には配達ミスなどで、異なった宛先の商品が届いてしまうこともあります。その場合は、商品の返却を請求されることもありますので、荷物を受け取る前には、宛先が間違ってないかどうかについても、確認するように心がけましょう。

グンシスペンタスグンシスペンタスグンシスペン*の*ス

秀と多く者と中に秀と多く者と中に秀と多く者と中に

"消費者フォーラムin奈良"開催しました。 令和4年5月21日(土) 学園前ホール

毎年5月、「消費者月間」事業の一環として「消費者フォーラムin奈良」を開催してきましたが、コロナ渦の影響により昨年と一昨年は開催を延期し、今回3年ぶりに「コロナ後の消費者の暮らし」をテーマに開催することができました。

まず、今年度の「ベスト消費者サポーター章」授与式が行われ、田原本町消費生活 相談室 消費生活相談員 野村悦子氏、くらしの安全・安心サポーター グループ 「ざ・ひめみこ」が授与されました。続いて講演会では、読売テレビ放送 報道局

「ざ・ひめみこ」が授与されました。続いて講演会では、読売テレビ放送 報道局解説委員長 高岡 達之氏による、「ニュースの裏側から見るコロナ後の日本経済と消費者の暮らし」についてお話しいただきました。当日は、満席でみなさん熱心に話を聞いておられました。



ベスト消費者サポーター章授与式の様子



高岡 達之氏 講演会の様子

消費者カクイズ

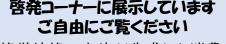
- 1・次のうちクーリング・オフの説明として正しいものはどれですか?
 - A・クーリング・オフは買った商品が不良品の場合にできる
 - B・クーリング・オフはメールで通知することはできない
 - C・店で買った洋服はクーリング・オフできない
- 2・ネット通販で最終確認画面に表示が義務付けられているものはどれですか?(答えは複数あります)
 - A·定休日
 - B·解約に関する事項
 - C·送料
 - D·販売業者の設立年月日
- 3・ネット通販の広告に関して、正しいものはどれですか?
 - A・ネットの広告は審査されているので信用できる
 - B·ネットの広告で小さい字で書かれていることは重要ではないので読まずに注文してもいい
 - C・根拠なくサプリの広告に「I週間でマイナス I Okgは確実!」 と表示することは景品表示法に違反する

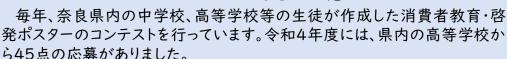




令和4年度 消費者教育・啓発ポスターコンテスト 応募作品 45点展示中

啓発コーナーに展示しています





ポスターコンテストは、県内の中学・高校生がポスターを作成することを通 して、消費者トラブルの防止や消費者市民としての意識を高めることを目的 としています。

ポスターは、4部門「高齢者の消費者トラブル」「若者の消費者トラブル」 「エシカル消費」「製品安全」に分けて募集しています。 今年も、工夫を凝ら したデザインや美しいイラスト、個性的な作品など、多数の応募がありました。 奈良県消費生活センターの啓発コーナーに、7月初旬まで展示していますの で、お近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。



<応募作品展示中>





応募作品は審査委員会により、部門ごと に最優秀賞 | 点、優秀賞2点、奨励賞を選 出します。結果は7月初旬に、ホームページ で発表します。

入賞作品は、パネルに加工し各地で展示 をしてます。また、県消費生活センター発行 の啓発資料にも活用しています。

パネルの貸し出しにも対応していますの で、ご希望がありましたらご連絡ください。

令和3年度の各部門の最優秀賞です



高齢者向け 消費者トラブル



若者向け 消費者トラブル



エシカル消費



製品安全

消費者カクイズの答えと解説

 $A \times B \times C \bigcirc$ クーリング・オフは一定期間であれば無条件で契約解除できる制度です。ただし、取引形態が限られ ており、店での買い物や通信販売はクーリング・オフできません。2022年6月からメールでも通知でき るようになりました。

- 2. A × B O C O D × 「ならこじかつうしん6月号」 | ページ目を参照ください。
- $A \times B \times C \bigcirc$

広告の小さな字でも重要なことが書かれていることが多く、注文する前に画面の隅々まで目を通して おくことが重要です。広告の中には不当な表示があり、すべてうのみにしないことが大切です。Cは、 景品表示法の優良誤認に該当します。

発行:奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号シルキア奈良2階 Tel 0742-32-0621/Fax0742-32-2686



ホームページ: https://www3.pref.nara.jp/syouhiseikatsucenter/ ならこじかつうしん6月号(2022年6月25日発行)

